

「専門業務に関する責任 (Professional Indemnity/Errors & Omissions)」

今、多くの日本人にとって関心事の上位に「年金」があるのではないだろうか。「A社に消えた年金1800億円、損失穴埋めで企業倒産の公算も」とニュースで報じられている。投資顧問会社であるA社に84もの年金基金が資金の運用を委託していたという。そのうちの大半の年金基金では、金融商品の知識も不十分なため高利回りをうたうA社に資金を委託したことが要因であったようだ。このようにA社の「投資運用業務」という専門業務に過誤があり、第三者に経済的損失を与えてしまい損害賠償義務を補償する保険はあるのだろうか…。

従来、専門業務過誤というのは、「士業」と言われる「医師/弁護士/会計士/建築士等」の個人専門家におけるミスに対して損害賠償を求めるときに使われてきた表現であったが、近年は一般事業会社の業務においても、その業務の専門性に起因してミスを起こし第三者に経済損失を与えたことから、よもやの損害賠償を受けるケースが目立つようになってきている。そのようなときに有効な保険が「専門業務賠償責任保険 (Professional Indemnity または Errors & Omissions)」と言われる保険である。この保険は、日本ではあまり馴染みが無いが、先般も外国企業との取引を始めようとした日本企業に、取引契約書の保険条項の中に一般的保険に加えて、「1件につき5,000,000ドル以上の金額の、従業員及び機械のエラー、オMISSION、過失、機械の故障により生じる経済損失に対する責任を補填する総合エラーアンドオMISSION賠償責任保険に加入のこと。」との条文があり、当該日本企業の担当者は何のことか分からず弊社に問い合わせがあり、この保険を手配し無事取引成功に至ったケースもあり、海外との取引や海外展開をされている企業にとっては必須の保険であり、国内においても賠償意識の醸成とともに必要になると思われるので、茲に紹介したい。

業種別 E&O の顕著な事例

設計・エンジニアリング会社	建築設計周辺業務並びに工事監督業務で、経験不十分な業者を工事に指名することで工期延長・予算超過等の経済損失を与えてしまった。
ビジネス・コンサルタント会社	PL 予防等のビジネスツールの作成を受託したものの、リスク環境を読み間違え、不十分なマニュアルを作成し提供してしまった。
IT 事業者/システム開発・保守業者	IT 事業者に係る開発/販売業務で、顧客用に開発したシステムに新種のウイルスが混入していたため、そのウイルスが原因で顧客のサーバーが停止してしまった。開発したシステムが上手く稼働せず、不具合を修正するまでの間にサイト閉鎖の経済損失を与えてしまった。また、サーバーの保守業務を受注しシステムのアップデートをしようとしたところ、誤って全データを消去してしまったため、データ復元の外注費用がかかってしまった。
不動産会社	ビル管理をはじめとするプロパティ・マネジメント業務で、適切なビル管理を怠ったことによる収入賃料減少を引き起こしてしまった。
マスコミ関連	ニュースや記事または広告に使用した写真や音楽等で、プライバシーの侵害/著作権/肖像権等知的財産権侵害を引き起こしてしまった。

また、第34号でもご紹介したように、製造業者（メーカー）の製造物に欠陥があり、PL 事故（対人/対物）の発生はしなかったが、相手に経済損失をあたえてしまった場合の、所謂 Manufacturers E&O (PL 保険に特約として付帯する/Financial Loss Cover ともいう)もある。

「Manufactures E&O 参考事故事例」

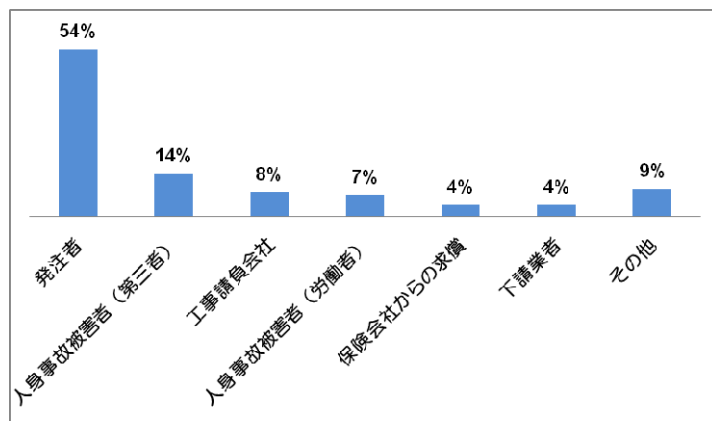
1. 特注型の研磨機の専門メーカーが家具製造業者の新商品製造ライン用に機械を販売した。研磨機の1台が要求されている精度の機能を発揮せず使用不能となった。その結果、機械部品の一部を製造して取り替えることになった。部品の製造および取り替えには2ヶ月を要し、製造ラインの開始が遅れた。このためかなりの逸失利益が発生した。注)当該ケースでは、機械の性能不発揮が原因につき、機械の取り替え/修繕費用は対象とならず、機械が稼働しなかったことによる逸失利益のみが保険の対象となった。

2. DVDの製造業者が、250,000 枚の人気映画のDVDをクリスマス商戦に間に合うように北米向けに出荷の際、エリアコードを間違えてしまったためヨーロッパに出荷してしまった。誤りが発見された時点での再出荷では間に合わず、輸入業者から逸失利益の損害賠償はもとより DVD の販売促進費用、マーケティング費用が無駄になってしまった。注)当該ケースでは、無駄になった販促費用および販売業者の逸失利益が保険の対象となった。

更には、あるメーカーが海外から「タンク建設」の技術を請負い、スーパーバイザー2 名を派遣し業務を遂行していたところ、建設中のタンクが爆発事故を起こした。地元の建設業者が加入していた建設工事保険から保険金が支払われたが、スーパーバイザーを派遣していたメーカーに過誤・過失があるとして、現地保険会社からスーパーバイザーを派遣していた日本メーカーが求償された。

「ARCHITECTS & ENGINEERS Professional Indemnity クレーム請求者の割合」

International Risk Management Institute,社資料をもとに銀泉リスクソリューションズ作成



上記事例やグラフからも明らかなように、海外保険会社では、保険金支払い後の代位求償権行使は当たり前と心得て、メーカー・建設・商社・金融・サービス・その他の業界でも、業務から派生して技術指導、コンサルティング等の業務リスクへの対応に留意されたい。

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) ソリューション営業第1部 E-mail/ solutions@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609